破産手続廃止

平成２３年（フ）第１８２９４号
埼玉県行田市持田３丁目29―21
破産者　吉田　英樹
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４２７号
東京都中野区弥生町１丁目42番９号
破産者　株式会社ブオナペスカ
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８２６号
東京都港区浜松町２丁目５番３号
破産者　株式会社ウェルネス・フーズ
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３５号
埼玉県深谷市本田4919番地
破産者　株式会社渡辺石英硝子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３６号
埼玉県深谷市瀬山586番地６
破産者　有限会社渡辺技研
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８５９号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809―293
破産者　木下　順子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８００号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１―28―16―203、住民票上の住所千葉県松戸市五香６丁目15―23
破産者　宮島　隆行
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７８７６号
東京都三鷹市新川３丁目２―12　レオパレスシャルマン浅野Ⅱ206
破産者　後藤　敏彦
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２８６号
埼玉県三郷市戸ケ崎2375番地６
破産者　株式会社ナナ菱
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２８７号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目363―２―101、開始決定時の住所埼玉県三郷市戸ケ崎2375―６
破産者　菱木俊顕こと　菱木　俊顯
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２８８号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目363―２―101、開始決定時の住所埼玉県三郷市戸ケ崎2375―６
破産者　菱木　京子
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４０４号
東京都板橋区徳丸４丁目27―２
破産者　杉浦　規公
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４２２号
東京都立川市富士見町７丁目31番14号
破産者　株式会社ヤマダ
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６４３号
東京都日野市平山４丁目２番地の１　岩下ビル
破産者　有限会社佐久間水産府中
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７９０号
東京都渋谷区猿楽町12―35―103
破産者　曽我　俊郎
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０９３号
埼玉県さいたま市大宮区大成町３丁目594番地２　サンフラワー205号室
破産者　福井メタル株式会社
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０９４号
千葉県市川市行徳駅前１丁目17―８―604
破産者　福井　考一
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４３９号
東京都大田区南馬込３丁目５―９―301
破産者　菊水　　正
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９４５０号
東京都足立区六木３丁目18―８―202
破産者　加藤　　博
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５８９号
栃木県那須塩原市豊浦１番217
破産者　有限会社さくら
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５９０号
栃木県那須塩原市安藤町23―２
破産者　藤田　　進
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７３５号
東京都世田谷区赤堤４丁目42―14　第２工藤ハウス101
破産者　一瀬　佳之
1　決定年月日　平成26年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部